



(様式第2号)

リース料助成契約書

平成18年8月25日

高知県吾川郡仁淀川町土居甲775番地
甲 (賃借人) 池川木材工業有限会社 
代表取締役 大原 栄博

乙 (賃貸人)

丙 東京都千代田区永田町2丁目4番3号
全国木材協同組合連合会 
会長 並木 瑛 夫

上記の者は、甲と乙とが締結した平成18年6月2日付けリース契約（以下「甲乙間契約」という。）について、丙が定めた木材供給高度化設備リース促進事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第2条第6項の規定に基づき、リース料助成契約を次のとおり締結したので、その証として本契約書3通を作成し甲、乙、丙が各1通を保有するものとする。

第1条 丙は、甲乙間契約における甲の支払うリース料のうち、月額119,600円（以下「助成月額」という。）を、リース料助成の開始月から84月間助成するものとし、毎年7月、10月、1月及び4月の末日までに、甲がそれぞれの前月末日までにリース料を支払った月数に応じて、銀行 支店の乙の預金口座に振込むものとする。

2 甲は、甲乙間契約における甲の支払うリース料のうち、前項で定めた丙の支払う助成月額を差し引いた額を支払うものとし、支払方法は甲乙間契約によるものとする。

第2条 乙は、甲乙間契約における物件の借受証の写しを丙に送付するものとする。

第3条 丙は、交付規程第7条に基づきリース料の助成を中止したときは、遅滞なく、その旨を甲及び乙に対し書面で通知するものとする。

- 2 甲は、前項でリース料の助成が中止されたときは、甲乙間契約における甲の支払うリース料を支払うものとする。
- 3 甲は、丙がすでに支払った額について交付規程第7条に基づき、返還を求めたときは、その返還額を丙の指定する方法により支払うものとする。
- 4 前項による甲の支払が遅延したときは、甲は、遅延期間中、年利10.95%の割合による遅延利息を支払うものとする。

第4条 甲は、丙に対し、交付規程第5条に規定する報告を翌年度5月末までにするものとする。

第5条 丙及び丙の委託を受けた者は、この事業の実施に関し、必要と認めるときは、甲の事業場に立ち入って調査を行うことができるものとする。

第6条 乙は、甲乙間契約の解除、期限の利益喪失の事態が生じたときは、遅滞なく、その旨を丙に対し書面で通知するものとする。

第7条 乙は、本契約に基づく権利を金融機関その他第三者に譲渡し、又は質入することができるものとする。この場合、乙は、遅滞なく、その旨を丙に書面で通知するものとする。

第8条 丙は、甲乙間契約に関し、第1条第1項の助成月額を支払のほかは、一切の責任を負わないものとする。

第9条 この契約及び交付規程に定めのない事項については、甲、乙、丙は誠意をもって協議するものとする。